

## 財団法人文京アカデミー理事会・評議員会傍聴規程

(目 的)

第1条 この規程は、財団法人文京アカデミー理事会・評議員会（以下「会議」という。）の議事の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 員)

第2条 会議の議事を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、原則として10人を定員とする。

(議場への入場禁止)

第3条 傍聴人は、議場にはいることができない。

(傍聴の禁止)

第4条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席にはいることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) その他議事を妨害または人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 飲食または喫煙をしないこと。
- (2) 議場における言論に対して賛否を表明し、または拍手をしないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (4) その他議場の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。

(記録機器等使用の制限)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音しようとするときは、あらかじめ議長の承認を受けなければならない。

(退場措置)

第7条 議長が傍聴禁止を宣告し、または退場を命じたときは、傍聴人はすみやかに退場しなければならない。

(違反者の取扱い)

第8条 傍聴人がこの規程に違反したときは、議長はこれに退場を命ずることがある。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日（平成18年3月31日）から施行する。

